平成２２年（フ）第７９７号
北九州市小倉北区片野新町２丁目６番４号あすなろ荘２Ｆ
債務者　葛城　雅広
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１４１号
北九州市八幡西区永犬丸東町１丁目２番１―703号
債務者　長濱志津香（旧姓毛利）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２２３号
北九州市八幡西区鷹の巣２丁目８番５―211号
債務者　井浦　富子（旧姓秋吉）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２６８号
北九州市小倉南区北方３丁目32番１―302号
債務者　大川　雄彦
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７２４号
静岡県浜松市中区住吉３丁目15番７号　スペースＧ住吉208
債務者　鈴木　修一
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７２８号
静岡県浜松市北区三方原町903番地の２　フレッシュタウンスギモト106号室
債務者　宮野　　徹
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７９６号
岡山市中区国府市場56番地１　サンビレッジ国府Ｃ―101
債務者　長安　裕之
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２５６号
横浜市鶴見区北寺尾１丁目10番29号　高瀬荘201
債務者　飯島由賀里
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３３号
長野県小諸市大字御影新田2488番地11、前住所長野県佐久市塚原1496番地４
債務者　中澤　康昭
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第５０７号
愛知県高浜市芳川町３丁目10番地43
債務者　高木　　豊
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８５８号
愛知県豊田市朝日ケ丘１丁目17番地14　市営Ｂ―106号
債務者　中嶋　美穂
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月７日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
和歌山県新宮市緑ヶ丘１―１―40　貴志ビル３階新宮ひまわり基金法律事務所内、現居所三重県尾鷲市矢浜四丁目５番15号
債務者　小山　秀樹
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月21日午後１時20分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第５０５号
岡山県玉野市日比１丁目５番33号
債務者　田村　秋奈（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０５号
岡山市北区富田町１丁目10番15号
債務者　藤原真由美
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９００号
岡山市東区東平島1184番地５
債務者　石井　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部